

# インド・中国への技術移転

## —国際技術ライセンス契約と紛争解決条項の問題と対策—

今回のパトラビジネスセミナーは、今最も注目され、日本企業が最大の市場と考えている中国とインドにおける、技術移転や特許・ノウハウのライセンス契約、さらには紛争時の解決方法をテーマに開催いたします。

講師はこの分野の第一人者であり、グローバル企業にとって必須で非常に有益なセミナーですので、法務部・知財部関係者の多数のご参加をお待ちしております。

【日時】 2012年10月24日(水) 14:00~16:45(16:30~16:45は質疑応答) / 受付13:30~

【参加費】 5,000円(お1人様/税込み)

【開催会場】 ハートンホテル南船場(大阪市中央区南船場2-12-22/TEL:06-6251-2111)

【お申込み】 メール:会社名・氏名・ご参加人数等をご連絡ください。mail:patra@sun-group.co.jp

FAX:下記申込欄にご記入の上、FAXください。

### セミナー内容

- 1 インド、中国向技術ライセンス契約における各種法制、規制
  - ・日本の技術輸出規制(外為法25条)
  - ・中国の技術輸出・入管理条例、契約法(技術譲渡契約)、最高人民法院司法解釈
  - ・インドのNOC制度とReserve Bank of India への届出、特許法第68条、140条
- 2 特許・ノウハウライセンス契約主要条項の検討
  - ・実施権の許諾と許諾製品の輸出制限
  - ・技術情報の提供と技術指導
  - ・原材料の購入義務、調達ルート制限
  - ・競業禁止義務
  - ・ロイヤルティの支払、監査、税金
  - ・知財の権利侵害保証、技術効果の保証
  - ・改良技術の制限
  - ・契約期間、解約と終了後の秘密情報の秘密保持、使用制限
- 3 インド、中国企業との紛争解決条項の検討
  - ・裁判(管轄条項)か仲裁(仲裁条項)
    - 外国判決の相互保証欠如
    - 外国仲裁判断の条約による執行保証
  - ・仲裁条項の検討
    - 何処を仲裁地とするか、どの仲裁機関にするか
  - ・仲裁条項起案の注意点
    - 中国仲裁法16条—18条(仲裁条項の要件)
    - インド仲裁法第1章の排除

### 講師

日本商事仲裁協会 理事 大貫 雅晴氏

・関西大学、京都産業大学法科大学院で国際商契約論、国際取引法を担当 ・大阪府立大学大学院 講師  
 ・関西大学経済・政治研究所 顧問 ・日本仲裁人協会 常務理事 ・国際商取引学会 前理事  
 国内・海外で貿易取引、国際ビジネス契約、国際ビジネス紛争処理、国際化セミナー等、数多くのセミナー講師を務め指導にあたる。

### ■ セミナー申込書 ■ 株式会社パトラ宛 FAX:06-6271-7910

貴社名			
部署		役職	
氏名			
住所	〒		
TEL		FAX	
mail			
人数	2名様以上でご参加の場合は、こちらにもご記入ください。⇒ 合計_____名参加		
参加費	お支払い方法のご希望(チェック✓してください) 当日現金払い <input type="checkbox"/> お振込み <input type="checkbox"/>		
	※お振込先:みずほ銀行 南船場支店 当座0134402(お振込み手数料はお申込者ご負担でお願いいたします。) ※お振込みの方:お申込み確認後請求書を送付、当日払いの方:セミナー当日に領収書をお渡しさせていただきます。		

※ご記入いただいた個人情報は主催者のみが保管し、本セミナー関連業務・主催者が今後開催するセミナーの案内等に利用いたします。

お問合せ

株式会社パトラ 担当: 亀井  
 TEL:06-6271-2383 / mail:patra@sun-group.co.jp

■ SUN・GROUP ■

藤本昇特許事務所・株式会社ネットス・株式会社パトラ